（い）

イージプラスタ	7㎝×10㎝1枚

（え）

エアリートゲル0.3%	1ｇ
㊞ 塩酸ピロカルピン「ホエイ」	1ｇ

（お）

オバノール「ミツマル」	10mL
オバノール10「ミツマル」	10mL
オフサリンＰ点眼液0.06%	0.06%5mL1瓶
㊞※オリブ油（山田）	10mL

（か）

㊞ カリ石ケン「東豊」	10ｇ

（く）

クモロール点鼻液２%	190mg9.5mL1瓶
㊞ グリセリン「メタル」	10mL
㊞ クレゾール石ケン液「ヨシダ」	10mL

（し）

シオミスト点鼻液２%	190mg9.5mL1瓶
ジベンザッククリーム３%	3%1ｇ
ジベンザック軟膏３%	3%1ｇ

（そ）

ソフレットゲル６%	6%1ｇ
ソロミー軟膏0.05%	0.05%1ｇ

（た）

㊞※ダイズ油（丸石）	10mL

（ち）

㊞※チンク油（山善）	10ｇ

（て）

テトラ・コーチゾン軟膏	1ｇ
㊞ デルマトール「ヨシダ」	1ｇ

（と）

㊞※トウガラシチンキ（山善）	10mL

（な）

ナーベル点鼻・点眼液0.1%	0.1%1mL

（ね）

ネオプロパノール消毒液	10mL

（は）

㊞ ハクワセホワイト	10ｇ
バトラフェン外用液１%	1%1mL
バトラフェンクリーム１%	1%1ｇ
ハーユロンクリーム0.1%	0.1%1ｇ

（ひ）

ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.1%「ＦＦＰ」	0.1%5mL1瓶
ヒアルロン酸ナトリウム点眼液0.3%「ＦＦＰ」	0.3%5mL1瓶

（ふ）

フェルマジン・アルコールＢ消毒液（0.5w／v%）	0.5%10mL
フマルトン点鼻液0.05%	6.048mg8mL1瓶
フルナートクリーム0.05%	0.05%1ｇ
フルナート軟膏0.05%	0.05%1ｇ

（へ）

ベクローゼ点鼻液0.1%	8.5mg8.5ｇ1瓶

（ほ）

㊞ ホウ酸「ホエイ」	10ｇ
㊞ ホルマリン「メタル」	10mL

（も）

モクタール	10ｇ

（ゆ）

ユートロン軟膏0.1%	0.1%1ｇ
ユートロンユニバーサルクリーム0.1%	0.1%1ｇ

（よ）

㊞ ヨードチンキ．ＹＩ	10mL

（ら）

ラベンダー油	1mL

別表第６の次に次の１表を加える。

別表第７

第１部　歯　科　用　薬　剤

品名	規格	単位
外用薬		
〔齲蝕抑制剤〕		
フローデンＡ（酸性フッ素リン酸溶液）		

○厚生労働省告示第五十八号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十八条の七から第二十八条の九までの規定に基づき、平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率